（様式３－１）（第５条関係）

（賃借人（かりぬし））

事 業 者 確 認 書

令和　　年（　　　年）　　月　　日

余市町長　齊藤　啓輔　様

団体名　住所

名称

代表者職・氏名

　下記事業者について、余市町家賃等軽減助成金事業支給対象となる事業者として、余市町家賃等軽減助成金支給要綱の規定により確認しました。

記

１　事業者

1. 名称（屋号）
2. 代表者
3. 申請者の所在地（個人の場合は住所）

（４）決算月

（５）設立年月日

（６）業種

（７）資本金又は出資の総額・常時使用する従業員数

２　対象となる施設

1. 名称
2. 施設の所在地
3. 賃貸人

　ア　名称（屋号）

　イ　代表者

　ウ　所在地（個人の場合は住所）

※対象施設ごとに記載してください。対象となる施設が複数ある場合は、下記に追加して記

載してください。

３　家賃支援給付金（国）受給関係（いずれかに〇）

（　　）受給済

　（　　）申請済

　（　　）申請予定

　（　　）申請しない

（連絡先）

　 　　　 担当：

　 　　　 電話：

（様式３－２）（第５条関係）

（賃貸人（かしぬし））

事 業 者 確 認 書

令和　　年（　　　年）　　月　　日

余市町長　齊藤　啓輔　様

団体名　住所

名称

代表者職・氏名

　下記事業者について、余市町家賃等軽減助成金支給要綱が定める事業者に対し、家賃等の全部又は一部を減免する者として、同要綱の規定により確認しました。

記

１　申請者

（１）名称（屋号）

（２）代表者

（３）申請者の所在地（個人の場合は住所）

（４）資本金又は出資の総額・常時使用する従業員数

２　対象となる施設

（１）名称

（２）施設の所在地

（３）賃借人

　ア　名称（屋号）

　イ　代表者

　ウ　賃借人の所在地（個人の場合は住所）

※対象施設ごとに記載してください。対象となる施設が複数ある場合は、下記に追加して

　記載してください。

（連絡先）

　 　　　 担当：

　 　　　 電話：

（様式４）（第５条関係）

町税の滞納がない旨の申出書及び町税の調査閲覧同意書

令和　　年（　　　年）　　月　　日

余市町長　齊藤　啓輔　様

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者職・氏名

　余市町家賃等軽減助成金支給申請にあたり、町税の滞納がない旨を申し出ます。

　また、当該助成金の支給決定審査のため、町税の納税状況について関係帳簿等を調査閲覧することに同意します。

（様式５－１）（第５条関係）

（賃借人（かりぬし））

誓　約　書

余市町家賃等軽減助成金に関して、次のとおり誓約します。

１　申請内容は、余市町家賃等軽減助成金支給要綱（以下「要綱」という。）第３条に該当する

ものであり、今後も事業を継続する意思があるものです。

２　賃貸借契約等に基づいて、他人の所有する土地又は建物を自ら営む事業のために直接占し、使用及び収益をするものです。

３　基準額の算定に用いる資料等に、要綱第３条第２項各号に規定する関係にある者が賃貸人

　等である土地又は建物に係る賃料等は含まれていません。

４　基準額の算定に用いる資料等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る賃料等は含まれていません。

５　基準額の算定に用いる資料等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地

　又は建物に係る賃料等が含まれていません。

６　次の（１）～（６）に該当しません。

（１）過去に既に、余市町家賃等軽減助成金の支給通知を受け取った者

（２）国、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規

定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「積極業務受託営業」を行う事業者

（４）政治団体

（５）宗教上の組織若しくは団体

（６）前各号に掲げる者のほか、助成金の趣旨・目的に照らし適当でない者

７　申請書類の内容は、全て真実です。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況と

なった場合は、助成金の返還に応じ、余市町が事業者名を公表することに同意します。

８　事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査に応じます。

９　助成金の申請及び支給に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有されることに同意します。

１０　不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各本条に規定するものという。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成する至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に違反する内容の記入があった場合でも、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要領第１０条第１項の規定による通知に従い助成金の返還等を行うことに同意します。

１１　申請者は、次の（１）～（５）のいずれにも該当しません。

（１）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。

（４）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

る。

１２　円滑な賃料の支払のために、支給が確定した旨を、申請者のほか賃貸人（かしぬし）に連

絡することに同意します。

１３　余市町家賃等軽減助成金支給要綱のほか、町長が別に定める事項に従います。

令和　　年（　　　年）　　月　　日

余市町長　齊藤　啓輔　様

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者職・氏名

（様式５－２）（第５条関係）

（賃貸人（かしぬし））

誓　約　書

余市町家賃等軽減助成金に関して、次のとおり誓約します。

１　申請内容は、余市町家賃等軽減助成金支給要綱（以下「要綱」という。）第３条に該当する

ものであり、今後も事業を継続する意思があるものです。

２　賃貸借契約等に基づいて、所有する土地又は建物を、事業を行う者のために直接占有させ、使用及び収益させるものです。

３　基準額の算定に用いる資料等に、要綱第３条第２項各号に規定する関係にある者が賃借人

　等である土地又は建物に係る賃料等は含まれていません。

４　基準額の算定に用いる資料等には、転貸を制限する事項に違反して取引等を行った土地又は建物に係る賃料等は含まれていません。

５　基準額の算定に用いる資料等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地

　又は建物に係る賃料等が含まれていません。

６　次の（１）～（６）に該当しません。

（１）過去に既に、余市町家賃等軽減助成金の支給通知を受け取った者

（２）国、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規

定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「積極業務受託営業」を行う事業者

（４）政治団体

（５）宗教上の組織若しくは団体

（６）前各号に掲げる者のほか、助成金の趣旨・目的に照らし適当でない者

７　申請書類の内容は、全て真実です。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況と

なった場合は、助成金の返還に応じ、余市町が事業者名を公表することに同意します。

８　事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査に応じます。

９　助成金の申請及び支給に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有されることに同意します。

１０　不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各本条に規定するものという。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成する至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に違反する内容の記入があった場合でも、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要領第１０条第１項の規定による通知に従い助成金の返還等を行うことに同意します。

１１　申請者は、次の（１）～（５）のいずれにも該当しません。

（１）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。

（４）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

る。

１２　円滑な賃料の支払のために、支給が確定した旨を、申請者のほか賃借人（かりぬし）に連

絡することに同意します。

１３　余市町家賃等軽減助成金支給要綱のほか、町長が別に定める事項に従います。

令和　　年（　　　年）　　月　　日

余市町長　齊藤　啓輔　様

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者職・氏名

（様式６）（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 余　　経　　商　　号

令和　年（　　年）　月　日

　様

 余市町長　　齊藤　啓輔　印

余市町家賃等軽減助成金支給決定通知書

令和　年（　　　年）　月　日付けで申請のありました余市町家賃等軽減助成金の支給につきまして、次のとおり決定しましたので余市町家賃等軽減助成金支給要綱第７条の規定に基づき通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる施設 | （所在地）（面積）（契約の相手方）　住所・所在地　名称 |
| 対象期間 | 令和　　年（　　年）　　月　　日～令和　　年（　　年）　　月　　日 |
| 支給対象額 | 　　　　　　　　　令和　　年（　　年）　　月　　 | 　　　　　　　　　令和　　年（　　年）　　月 |
| 金　　　　，　　　円 | 金　　　　　　，　　　　　　円 |
| 支給額 | 金　　　　，　　　円 |

教　　示

１　支給予定日は、本通知日から約１週間後になります。

２　本通知書が送付された場合であっても、申請書に記載した口座情報に誤りがある場合など、助成金が支給されない場合があります。本通知日から２週間を経過しても振り込まれない場合は、余市町経済部商工観光課までお問合せください。

３　本助成金に関して、余市町から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。

４　申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所等）の求めに応じて提供する場合があります。

５　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、余市町長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

６　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記５の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経済部商工観光課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：0135-21-2125（直通）

（様式７）（第７条関係）

余　　経　　商　　号

令和　年（　　年）　月　日

　様

 余市町長　　齊藤　啓輔　印

余市町家賃等軽減助成金不支給決定通知書

令和２年（　　　年）　月　日付けで申請のありました余市町家賃等軽減助成金につきまして、次のとおり不支給と決定しましたので余市町家賃等軽減助成金支給要綱第７条の規定に基づき通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 不支給とする理由 |  |

教　　示

１　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、余市町長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経済部商工観光課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：0135-21-2125（直通）

（様式８）（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 余　　経　　商　　号

令和　年（　　年）　月　日

　様

 余市町長　　齊藤　啓輔　印

余市町家賃等軽減助成金支給について

令和　年（　　　年）　月　日付けで次のとおり申請があり、余市町家賃等軽減助成金の支給につきまして、次のとおり決定しましたので、余市町家賃等軽減助成金支給要綱第７条の規定に基づき通知します。当該助成金は、申請者に対し、支払われますこと念のため申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 　申　請　者 | （住所・所在地）（氏名・名称） |
| 対象となる施設 | （所在地）（面積）（契約の相手方）　住所・所在地　名称 |
| 対象期間 | 令和　　年（　　年）　　月　　日～令和　　年（　　年）　　月　　日 |
| 支給対象額 | 　　　　　　　　　令和　　年（　　年）　　月　　 | 　　　　　　　　　令和　　年（　　年）　　月 |
| 金　　　　，　　　円 | 金　　　　　　，　　　　　　円 |
| 支給額 | 金　　　　，　　　円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経済部商工観光課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：0135-21-2125（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式９）（第９条関係）

余　　経　　商　　号

令和　年（　年）　月　日

　様

 余市町長　　齊藤　啓輔　印

余市町家賃等軽減助成金支給決定取消通知書

令和２年（　　　年）　月　日付けで決定のありました余市町家賃等軽減助成金につきまして、次のとおり支給決定を取消しますので余市町家賃等軽減助成金支給要綱第９条の規定に基づき通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取消の理由 |  |

教　　示

１　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、余市町長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経済部商工観光課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：0135-21-2125（直通）

（様式１０）（第１０条関係）

余　　経　　商　　号

令和　年（　　年）　月　日

　様

 余市町長　　齊藤　啓輔　印

余市町家賃等軽減助成金返還命令書

令和２年（　　　年）　月　日付けで支給決定を取消しました余市町家賃等軽減助成金につきまして、次のとおり返還を命令しますので余市町家賃等軽減助成金支給要綱第１０条の規定に基づき通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 返還命令の内容 |  |

教　　示

１　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、余市町長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、余市町を被告として（訴訟において余市町を代表する者は余市町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経済部商工観光課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：0135-21-2125（直通）